（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第三条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「屋内作業場又は」を「屋内作業場」に改め、「製造する屋内作業場」の下に「又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場」を加え、同表第二号中「放射性物質取扱作業室」の下に「又は同条第二号の二に掲げる事故由来廃棄物等取扱施設」を加え、同表第三号中「特定化学物質（」の下に「同号34の2に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二に掲げる物及び」を加え、同表第四号中「23の2」を「23の3」に改め、「（昭和四十七年労働省令第三十九号）」を削り、「第二十三号の二」を「第二十三号の三」に改め、同表第五号中「屋内作業場」の下に「又は同表第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤を含有する特定有機溶剤混合物（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五に規定する特定有機溶剤混合物をいい、有機溶剤中毒予防規則第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物を除く。）を製造し、又は取り扱う作業場」を加える。

（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この省令の施行の際現に、作環則第十六条第一項第九号に掲げる科目に合格している者は、同項第七号（新特化則第二条の二第一号イに掲げる業務を行う作業場の作業環境について行う分析の技術に関する科目に限る。）及び第九号に掲げる科目について合格したものとみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令附則第十条第三項の規定は、平成二十六年十一月一日から適用する。

（計画の届出に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定は、平成二十八年二月一日前に新安衛則別表第七の十六の項から十八の項の上欄に掲げる機械等であって、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下この条において「新令」という。）別表第三第二号23の2若しくは第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第二十三号の二に掲げる物（以下「ナフタレン等」という。）に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であって、新令別表第三第二号34の2若しくは新特化則別表第一第三十四号の二に掲げる物（以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に存する第二条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第四条　ナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

第五条　リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

（特定化学設備に関する経過措置）

第六条　ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第十三条から第十七条まで、第十八条の二、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は、適用しない。

（出入口に関する経過措置）

第七条　ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第十八条の規定は、適用しない。

（警報設備等に関する経過措置）

第八条　ナフタレン等を製造し、若しくは取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でナフタレン等を合計百リットル以上取り扱うもので、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

（床に関する経過措置）

第九条　ナフタレン等を製造し、若しくは取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、若しくは取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第二十一条の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち労働安全衛生規則別表第二の改正規定中「人造鉱物繊維」の下に「（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）」を加え、「

ヨードホルム	一パーセント未満

」を「

ヨードホルム	一パーセント未満
リフラクトリーセラミックファイバー	一パーセント未満
	○・一パーセント未満

」に改める。

○経済産業省令第六十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十七日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和五十五年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　燃料、電力及び蒸気の生産部門別消費量

第八条中「又は第四条に規定する事業所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「経済産業局長」という。）」を削る。